

令和8年度食の冒険者が憧れるまち・八戸推進事業補助金交付要領

(要領の趣旨)

第1 この要領は、八戸市内の団体が実施する地場産品を活用した料理・食文化の普及及び地域の食産業・観光産業を担う人材育成に資する事業を支援することにより、「食の冒険者が憧れるまち・八戸」の推進及び観光振興を図るため、当該事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則(昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2 この要領において「地場産品を活用した料理・食文化」とは、当市の地場産品、料理、郷土料理その他食に関する文化、技術、歴史、習慣等であって、当市の食を通じた地域活性化につながるものを指す。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げる支援枠のいずれかに該当する事業とする。

(1) 情報発信・普及支援枠

(2) 人材育成枠

2 各支援枠の補助対象、補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(事業実施期間)

第4 補助事業の実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(補助対象者)

第5 補助金の交付対象となる者は、八戸市内に主たる事業所、活動拠点又は住所を有し、地場産品を活用した料理・食文化に関する普及又は人材育成に取り組む又は取り組もうとする法人又は任意団体であって、団体としての意思を決定し、執行する体制が確立されており、同意書(第3号様式)に定めた市税を滞納していないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは対象としない。

(1) 公共の利益に反する行為を行う団体であること。

(2) 暴力団(八戸市暴力団排除条例(平成23年八戸市条例第48号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員(八戸市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)が実質的又は間接的に経営を支配する団体であること。

(3) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべ

き関係を有している団体であること。

(4) 過去1年以内に、団体の代表者又は構成員が罰金刑以上の刑に処せられていること。

(5) 政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体であること。

3 次の各号のいずれかに該当する法人又は任意団体は、同一の団体とみなす。

(1) 代表者が同一である団体

(2) 役員又は構成員の過半数が同一である団体

(3) 主たる事務所、活動拠点又は事務局を同一とする団体

(4) 会計処理又は事業運営を実質的に同一としている団体

(5) 一方の団体が他方の団体の意思決定に支配的な影響力を有すると認められる団体

(6) 前各号に掲げるもののほか、人的関係、資本関係、事業内容その他の運営実態を総合的に勘案し、市長が実質的に同一の団体であると認める団体

4 前項の規定により同一の団体とみなされる団体については、本要領における申請回数及び補助金の交付回数の算定において、一の団体として取り扱うものとする。

(補助対象枠の選択)

第6 補助金の交付を受けようとする者は、第3第1項各号に定める支援枠のうち、いずれか一つを選択して申請するものとし、同一年度内に複数の支援枠へ申請することはできない。

2 一つの事業に複数の支援枠に該当する内容が含まれる場合であっても、申請者は事業の主たる目的及び内容に応じて、一つの支援枠を選択して申請するものとする。

3 事業の名称に関わらず、その目的、内容等から同一又は実質的に同一と認められる事業については、同一団体又は第5第3項の規定により同一の団体とみなされる団体が実施する場合を含め、年度を問わず、本補助金の交付は通算3回を限度とする。

(交付申請)

第7 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請にあたって、補助金交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 補助金の交付申請にあたっては、補助金交付申請書に市長が定める以下の書類を添えて提出するものとする。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 同意書（第3号様式）

(3) 誓約書（第4号様式）

(4) その他市長が必要と認める書類

3 補助金の交付申請にあたっては、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、仕入税額控除の対象となる額を除いて申請するものとする。

(交付決定)

第8 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類による審査により、その交付又は不交付について決定するものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付を決定した場合にあっては、市長はその額についても併せて決定するものとし、また、適正な交付を行うため、必要があると認めるものは、条件を付して交付することができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、補助金交付（不交付）決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第9 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、交付の条件となるものとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を市長に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管しておくこと。

(取下期日)

第10 第8第2項の規定により、交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、書面により申請の取り下げをすることができるものとし、規則第6条第1項の規定により市長が定める期日は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日とする。

(実績報告)

第11 規則第12条の規定による実績報告書は、書面によるものとする。

2 補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日（補助事業を廃止した場合は、市長から廃止の承認を受けた日、市長が特に必要と認め、全ての事業を実施後に交付決定を受けた場合は交付決定日）から起算して30日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い期日までに事業完了（廃止）実績報告書（第7号様式）を提出しなければならない。

3 実績報告にあたっては、次の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第2号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

- 4 補助事業者は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、仕入税額控除の対象となる額がある場合は、当該額を除いて実績報告を行うものとする。

(確定)

第 12 規則第 13 条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金確定通知書（第 8 号様式）により行うものとする。

- 2 補助事業者は、補助金の額の確定後に、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税について仕入税額控除の対象となる額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

- 3 市長は、前項の報告があった場合において、補助金の返還が必要と認めるときは、当該仕入税額控除の対象となる額に係る補助金相当額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(交付時期)

第 13 補助金は、規則第 7 条の規定による交付決定後、補助事業者からの請求に基づき、一括概算払いにより交付することができるものとする。ただし、市長が特に必要と認め、補助事業の完了後に交付決定を受けた場合は、一括精算払いにより交付する。

- 2 補助金の請求は、補助金請求書（第 9 号様式）を市長に提出して行うものとする。

(補則)

第 14 この要領に定めるもののほか、補助事業の審査及び選考その他補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は令和 8 年 9 月 3 日から実施し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別 表

支援枠	補助対象経費	補助金の額
情報発信・普及支援枠	事業実施主体が、当市の地場産品を活用した料理・食文化の普及等を図るために実施する事業のうち、次の経費とする。 1. 地場産品を活用した料理・食文化を PR するためのリーフレット等の作成又は配付に要する経費 2. 地場産品を活用した料理・食文化を PR するための WEB・SNS 等の作成又は発信に要する経費 3. 地場産品を活用した料理・食文化の PR につながるイベント等への出展に要する経費 4. 地場産品を活用した食のイベント（ただし不特定多数が参加できるイベントに限る）の開催に伴う消耗品費、通信運搬費、会場使用料、設営費等 5. 当市の食を通じた地域活性化のための経費 6. その他市長が地場産品を活用した料理・食文化の普及等を図るために必要と認める経費	左の経費の総額の 2 分の 1 に相当する額（1 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）又は 300,000 円のいずれか低い額以内の額。
人材育成枠	事業実施主体が、当市の食産業又は観光産業を担う人材の育成及び食産業又は観光産業への興味・関心の醸成を図るために実施する事業のうち、次の経費とする。 1. 地場産品を活用した料理・食文化に関する知識及び技術の習得を目的とした研修会、講習会、実地研修等の実施又は参加に要する経費（講師謝礼、講師旅費、受講料、教材費、原材料費（実習に要するものに限る。）、会場使用料、通信運搬費、消耗品費等） 2. 地場産品を活用した料理・食文化を担う人材の育成又は食産業若しくは観光産業への就業若しくは参画に対する興味・関心の醸成を目的とした体験会、実演、コンテストその他実践機会の創出又は参加に要する経費（講師謝礼、講師旅費、会場使用料、広告宣伝費、通信運搬費、消耗品費、保険料等） 3. その他市長が当市の地場産品や食文化を担う人材の育成及び食産業又は観光産業への興味・関心の醸成を図るために必要と認める経費	左の経費の総額の 2 分の 1 に相当する額（1 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）又は 100,000 円のいずれか低い額以内の額。

補助対象外経費

- (1) 事務局員の人件費
- (2) 食糧費（事務局員の食用とする経費 例・スタッフ弁当）
- (3) 賞金、商品券その他これらに類する景品購入費（ただし、市長が必要と認めるものを除く。）
- (4) 商品の開発のみ又はメニュー・レシピ開発のみを目的とする経費（人材育成に伴うものを除く。）
- (5) 商品の製造、販売又は営業活動を主たる目的とする経費
- (6) 備品、機械器具、厨房機器その他設備の購入又は更新に要する経費
- (7) 施設の整備、改修又は修繕に要する経費
- (8) 飲食店その他事業者の通常の営業活動又は維持管理に要する経費
- (9) 補助事業以外の事業に係る経費との区分を客観的に証することができない経費
- (10) 同一の経費について、国、地方公共団体その他の団体から、補助金その他これに類する交付を受け、又は受ける予定の経費
- (11) 令和8年3月31日以前に支出した経費
- (12) 事業目的や社会通念に照らして必要性が乏しいと市長が判断する経費